

インタビュー日
令和元年10月9日(水)

元最高裁判所判事、 元労働省女性局長 櫻井龍子さん

—— 大学卒業後、労働省に入られたきっかけを教えてください。

私は、高度経済成長期の1969年に九州大学法学部を卒業しており、当時、同期の男性は一流企業などへどんどん就職が決まっていたのですが、女性に対する求人はゼロでしたので、国家公務員試験と司法試験の勉強を始め、国家公務員の上級職試験に合格しました。合格後も、女性をコンスタントにキャリアとして採用している省庁は労働省しかない状況で、一言で言えば、ほかに選択肢がなかったと言えます。

—— 労働省のお仕事で特に心に残っているものを教えてください。

労働省での約31年間で一番思い出に残っているのは、平成2年から平成4年にかけて課長時代に育児休業法の制定を担当したことです。平成元年7月の参議院選挙で、土井たか子社会党委員長がマドンナ旋風を巻き起こし、女性の国会議員が大量に当選し、与野党の議席数が逆転しました。このような政治状況の中で当選

した参議院の女性議員の間で取り組まれたのが、育児休業法の法制化という課題でした。しかしながら、与野党の意見の集約が難しかったため、議員立法をあきらめ、政府から内閣提出法案として国会に提出してほしいという要請がありました。それを受けて、労働省の婦人局で審議会にかけて、労使の意見を調整して法案にまとめて提出しました。労使の参加する審議会で議論を始めたところ、雇用の場における男女の均等処遇も余り定着を見ていない上に、育児休業制度を法制化するときは男女ともに請求権を与えるという内容にしていたため、経営側の反対が大変に強かったのです。男性まで育児休業を取って仕事を休んで家で子育てをするなど見たくないという経営者の方が大変多く、それを説得して回るのが大変でした。

—— 経営側の反対は、どのように説得されたのですか。

ちょうど平成2年6月ごろに発表された平成元年の合計特殊出生率が1.57で戦後最低を記録したという「1.57ショック」があり、初めて日本は少子化という課題に気づいたわけです。そこで、育児休業制度も少子化に対する政策になるのであればやむを得ないという雰囲気となったことと、1970年代から80年代にかけて先進諸国が男性も女性も等しく請求できる育児休業制度を法制化しているのに、それを10年か20年遅れて日本が女性だけの育児休業制度を法制化したとすれば、国際的にはどれだけ恥をかくことになるか考えてくださいと言いました。

—— 育児休業法については、大変な苦勞をして生み出してくださって、現在では、相当育っていると思いますが、ジェンダーギャップ指数は世界の中で昨年110位と非常に低い現状についてはどうお考えですか。

制度的な面では、雇用機会均等法の改正、育児休業法の拡充はされてきていますが、結局は役員や意思決定のレベルの

ところへの女性の登用が少ないことが問題ではないでしょうか。政府も一生懸命促進させようとしていますが、日本の組織の特性、雇用慣行にも原因があると思います。日本のキャリアシステムは、長期雇用慣行に基づく年功序列型で男性向きにつくられたシステムです。そのキャリアシステムにそのまま女性が入ってよいと言われても、女性の場合は、結婚、出産、子育てなどの家庭責任を果たすほうに時間を割かざるを得ず、仕事はある程度セーブせざるを得ない時期があるため、能力アップやポストアップに少しずつ差が出てくるわけです。

もう一つは、女性側の意識の問題も大きいのではないかと感じています。意思決定の責任を負う重要なポストを積極的に担うという意識になる人が男性に比べるとまだ少ないという感じはします。

—— 最高裁判事に就任されてからのお話をお伺いしたいのですが、まず就任を打診されたときはどのようなお気持ちでしたか。

全く予想はしていませんでした。労働省を退職し、大学で教鞭を執っていたときに官邸から携帯電話に連絡をいただきました。当時は15人の最高裁判事のうち女性はたった1人だったので、1人はやっぱり女性になってもらわないと困ると言われ、2代にわたって私の先輩の行政出身の女性が務めていましたから、それほど重大な決意という感じではありませんでした。でも、せっかく大学で教えるという自分の第二の人生設計図を描いていたのを諦めなければいけないというのが少し残念でした。今振り返ってみますと、具体的に最高裁の裁判官の仕事がどういふことなのかよく知らなかったのも、これほど大変だとは思わなかったのです。

—— 最高裁判事になられて、どのようなことが大変とお感じになりましたか。

まず、件数が膨大です。上告事件、上告受理申立事件、刑事事件、家事事件もあり、全部で年間6,000件ぐらいあります。

その年間6,000件を3つの小法廷で均等に分担しますので、年間約2,000件を処理しなければいけません。2,000件を全部同じレベルで審議するわけではないですが、調査官が最高裁として審議にかけられるべき事件約100件とそうでない事件約1,900件を選別して、その1,900件を持ち回り決裁するのですが、これも日に10数件回ってきます。それを1件ずつ全部自分で見て、自分で判子を押さなければいけないのです。持ち回り決裁においても、調査官が持ち回り決裁にした理由が2ページないし10ページぐらいあり、これは最低読まなければいけません。持ち回り決裁といっても手は抜けないのです。特に、私の専門分野である労働、女性関係、情報公開は、深く専門家の目でチェックしなければと思いながら、チェックしていました。そうすると、年に1、2件は、持ち回りで、しかも上告棄却ではだめだという事件がやっぱりありました。

あと、週1回の審議日があって、第1小法廷は毎週木曜日に朝の10時半ごろからラウンドテーブルに5人集まって審議するのですが、それが年間100件ぐらいありました。これは一審判決、二審判決、上告受理申立書とか全部ついて、調査官の調査報告書もかなり分厚いものがつきますし、それに過去の判例や学説も全部つけてくれますから、これを審議日の前に全部読んで事件の概要を頭に入れて自分の意見をまとめて、その審議日には自分の意見を言って結論をまとめる、これが年間100件です。

—— 1回の審議では何件くらい審議されるのですか。

少ないときは2～3件ですけれども、多いときは5～6件ありました。ただ、実質的な審議が1回で済む事件が半分ぐらいで、中には意見がまとまらずに2回、3回、あるいはなかなかいい理由がない、あるいは適用条文がちょっとおかしいのではないかなというように、なかなか調査官に調べ直してもらうなど、長いものだと5回、6回とやったこともあります。

しかも、上告審まで来るのは複雑に絡み合ったものが多いですから、その場で口頭だけで議論していると空中戦になる可能性があるのです。事前にこの事案について自分はこう考えるという審議メモを出す場合が多かったですから、それをまとめるのも大変で、はっきり言って、現役時代は風呂敷残業もやっていました。土日も意見をまとめるために自分でパソコンをたたいていましたし、夜も眠れないことがよくありました。

—— 官僚から裁判官になられてどのような違いを感じられましたか。

全く違うと思いました。行政というのは、最大多数の幸福のための施策や法律をつくることを基本原則にしていますが、裁判、司法というのはそうではなくて、個人や個別企業の権利の侵害とか利益の侵害はどうなのか、そういう個別事案を考えていかなければいけない問題ですから、物事の考え方の基準が全く違うと思いました。

具体的な行動パターンとしては、行政では拙速を旨とすべしと教わりました。内容が多少つたなくても早いのがよいと。ところが、裁判はそうではなくて、内容がつたないともうそれだけでだめなので、多少時間は遅れてもいいから内容が完璧な、隅々まできちんと押さえてある結論、文書でないとはめだということで、やはり随分違います。

—— 合議の中で、最高裁判事に女性がいてよかったと思われたことはありますか。

男性だから女性だからということをストレートに感じることはありませんでしたが、むしろ私は行政で幅広く様々な仕事をしてきましたので、そういう経験が生かされることは大変多かったです。

ただ、性差別に関係する事案では、女性という面は強く出たと思います。マタハラ事件(平成26年10月23日最高裁判決)は偶然私が裁判長として担当することになり、自分が最も専門にしているところだったので丁寧に審理しました。妊娠して働いている女性がいかに心細い気持ちで働いて

いるか、使用者に対していかに弱いかにいうことが、男性も頭では分かるのかもしれませんが、私には身近な事例であり、同性としてよく分かりますからね。

あの事案は、地裁、高裁は、事後的であれ本人が降格に同意したから違法ではないという考え方で来ていました。しかしながら、妊娠による軽業務への変更を聞いてもらい、育児休業もとるのでしたら、経営者から降格でいいなと言われたら「はい」と言わざるを得ない、そこは私だから分かるというような説明をしたところ、男性の裁判官は何もおっしゃらなかったです。



もう一つは夫婦別姓訴訟のとき、木内さんと山浦さん以外の男性は、違憲という主張が全く理解できなかったようです。民法750条の書き方は、どちらか一方にすればいいとしか書いていないので、中立ではないかと言うので、私は、間接差別という概念があると説明しましたが、通称を使っていればいいじゃないかと、議論がかみ合いませんでした。

—— 裁判所で平成29年9月から通称が使用できるようになりましたが、それは夫婦別姓訴訟判決が影響したのでしょうか。

大いに影響しているでしょう。あとは、国会の法務委員会だったか、裁判所がなぜ通称を認めないのかというようなことを女性の国会議員が厳しく質問したこともあつ

たようです。

—— 実際に行政官として藤井姓でずっとお仕事をされていたのが櫻井姓で裁判官をされるというご不便は様々なあったと思いますが。

もう様々なありました。私は「藤井」で長年仕事をしてきていて、女性局長もしましたから、印鑑は大中小いろいろなものを持っていますが、「櫻井」の印鑑はないので、印鑑を作るところからでした。就任時には、「櫻井」姓での仕事の履歴がないため、この馬の骨とも分からない者を選んでと批判した人もいました。今でも同一人物と分かっていない知人がいたりして、大変な不利益を被りました。

—— 今まで使えていた姓が使えなくなったということに対しては、特に抗議されなかったのでしょうか。

私は「藤井」で仕事をしてきましたがそのままでいいですかと聞いたところ、戸籍上の名前にしてください、判決というのはそれ自身が法的効果をもたらすものだから、架空の名前では困りますということでした。

後日談ですが、天皇陛下から認証式でいただいた辞令は、すぐ金庫の中にしまい込んでしまって、やめるまでの8年4か月間、目にすることはなかったのですが、やめるときにふと見たら、「櫻井龍子」と書いてある横に「(藤井龍子)」と書いてあったのです。任命権は内閣ですから、内閣は当時私が「藤井」で仕事することを正式に認めており、裁判所が認めないので仕方がないから「櫻井」になったが、括弧して「藤井」としてくれていたのです。

—— 最高裁の女性判事の割合についてはどうお考えでしょうか。

私が最高裁に入りました時は、15人の裁判官のうち女性はたった1人、ぽつんと1人という状態でしたから、それまでもそのような経験を山ほどしてきたものの、異物感はどうしようもなくあり、バイアスがかかっているような人に真正面からなかなか意見を

言いづらく、最高裁は違うと非常に強く感じました。そこに、岡部さん、鬼丸さんが参加してくださり、「鬼に金棒」で、私が「おかしいよね。」と言うと、お二人がうんうんと頷いてくれ、他の裁判官も違っていたのだなと考え直してくれたという経験があります。

女性判事は、鬼丸さんが就任されて私をやめるまでの間の約4年間は3人いて、しかも第1小法廷、第2小法廷、第3小法廷に1人ずつきれいに配置されていましたから、大変バランスがとれていました。私は、最高裁はこのままの割合で行くものだと思っていたところ、ご存知のとおり、一時期は1人にそして今は2人に減っています。2020年30%という目標を政府が掲げているのに、3人でもまだ2割にしかならないところ、本当は4、5人いなければいけないのに減らすとは一体どういうことだろうかと思います。特に、女性裁判官の内部登用がまだなんです。新規採用では裁判官の3割が女性になっているし、全体で2割が女性裁判官になっているので、目標になる女性最高裁判官を誕生させるべきじゃないかということでもお願いしていますが、いろいろ難しいようです。もちろん、年頃の女性弁護士さんには、勇気を出して手を挙げていただければと思いますし、もっと最高裁判事に女性が必要であることを、内外で声を大きくして言わなければならないと思います。

—— 補足意見、反対意見などの個別意見を書かれる際に気を配っておられたことなどを教えてください。

最初は、個別意見というのは、自分の主張が入れられず皆さんの合意を得ることができなかったから悔し紛れに書くものと考えていました。しかし、どうしてもこれは反対意見を書かねばという日航機ニアミス事件(平成22年10月26日最高裁判例)にあたり、航空機事故調査や医療事故調査においては、原因究明、再発防止が第一であるべきであり、そのためには個人の刑事責任を追及するよりも前に、本当のこと

をすべて明らかに証言するという環境を作るべきではないかと、警鐘を鳴らしておかなくてはならないと考えて反対意見を書きました。それが皆さんにいろいろな形で受けとめられてよかったと思いましたので、それ以降、書くべきことは書かなければいけないと、特に自分が専門にしている労働とか女性の雇用、情報公開、地方自治体の分野などで将来につながる問題提起ができるような意見は積極的に書きました。

—— 今、家族の考え方が多様化しています。最高裁にもそういうあり方を問うような事件が増えていますが、最高裁はどういう役割を果たしていくべきとお考えですか。

家族の民法関係の各種規定というのは、最初の民法(明治31年)から来ているものが結構多く、戦後すぐのころに見直してはいるものの、戦後見直したものでさえも70数年たっていますから、家族の実態とは合わない、違和感のある規定になってきていると思います。また、DNA検査などの科学技術の進歩、生殖医療の発達もあります。それを最高裁で個別事件として判断しているものかどうかはすごく難しい問題です。

性同一性障害に関する問題は、特例法の規定の趣旨の解釈でもって延長して嫡出推定規定の適用を認めましたが、他に及ぼす影響はありませんでした。

親子関係不存在確認訴訟では、DNA検査の結果により、離婚した妻が今一緒に暮らしている男性の子どもだということが明らかだから、法律上の父親も変えたいとして、法律上の父親である元夫が訴えられました。最高裁において、大激論の末、結局3対2で認められないということになりました。これは、嫡出推定規定そのものに深く影響を及ぼす事件で、もし認めたら、余りにも色々な場面に及ぼす影響が大き過ぎるということで、認めないという結論を出したのです。私は、法務省なり民法の改正なりで対応してもらうほかないのではないかと

という補足意見を書きました。

嫡出推定はどこの国にもある制度で、争う場合は、母親ではなく子どもが争うべきで、子どもが十分判断できる年齢になった時に使える期限付きの制度、例えば20歳になれば、1年間だけは争えるという制度などを創設されてはというようなことも議論しました。

いずれにしても、立法措置で対応すべき問題だと思います。その間にこれからどのような事件が起きてくるかわかりませんが、結局、是々非々で1つずつ最高裁として判断を出していくということになると思います。最高裁が全く判断してはいけないという分野ではないと思いますが、波及する悪影響というものをよく考えて判断していかなければいけないのではないかと思います。

—— 最後に、心が折れそうになるとき、どのようにして歩んでいけばよいか、アドバイスをいただけないでしょうか。

私も、労働省という大きな組織で壁にぶつかり、天井にぶつかり、セクハラまがいのことを言われ、何回もトイレの個室で涙をぼろぼろ流すということもありました。そういう時は、時間の経過が解決しないことはない自分に言い聞かせて我慢してきました。

最近では若い方には、心が折れそうになるときは、自分の位置の客観的な把握をしてくださいとよく言います。日本における女性の地位向上は、登山でいうとまだ今5合目くらいを上っている感じであり、若い方々には、もっと山の高みを目指して登る努力をしていただきたいし、やれる立場に皆さんいらっしゃると思うのです。私たちが渡したバトンをしっかりと受け止めてがんばっていただきたいと思います。自分の仕事のためだけにがんばっていると思うと折れそうになるかもしれませんが、先輩からのバトンを受け取って社会的な使命を持って頑張っていると思うと、心が折れそうなきも踏ん張れるのではないかと思います。

(インタビュアー:平松亜矢子)
(写真撮影:高広信之)